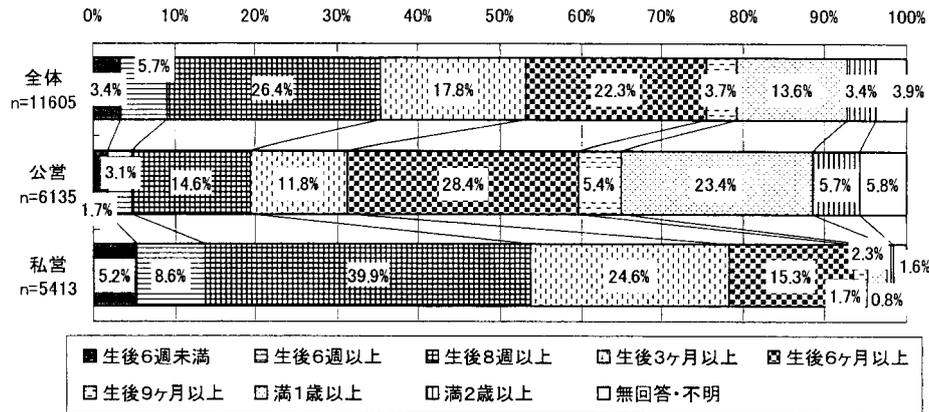


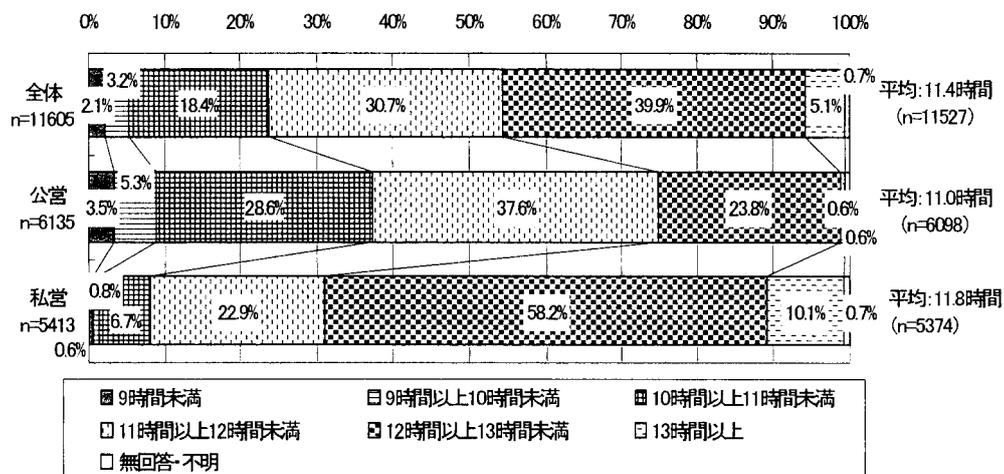
図表3 運営主体別 受け入れ年齢：単数回答



(3) 保育所の開所時間は長時間化：平均開所時間は11.4時間

- 8割以上の保育所が「7時台開所、18～19時台閉所」（平日の開所時間）であり、11時間を超えて長時間の保育実践をしている。
 - ⇒ 保育士の法定労働時間は8時間。現場はシフトを細かく設定したり、朝夕等の超過時間帯に非常勤職員を配置してしのいでいる。交代等のため担当保育士等が保護者との面談・連携もままならない。
 - ⇒ ただし、運営費は8時間の積算であり、現実との乖離がある。
 - ⇒ **保育の実態・現場の問題にそった保育運営費、複数担当・交代制などを可能とする人員配置、労働条件の確保が急務である。そのためには、保育現場でのタイムスタディなどデータ化において、検証しつつ、具体化するべきである。**
 - ⇒ **保育時間の必要度（子どもと保護者の状況と課題：相反関係）を客観的に適切に判断する基準、地方自治体や保育所における相談・援助体制の整備が必要である。**
 - ⇒ **長時間勤務の保育実践のなか、記録等事務処理も増えており、保育士の負担がますます増えている。保育所保育指針の改定により、さらに書類作成が増えることを鑑みると、事務体制の強化を図ることが求められる。**

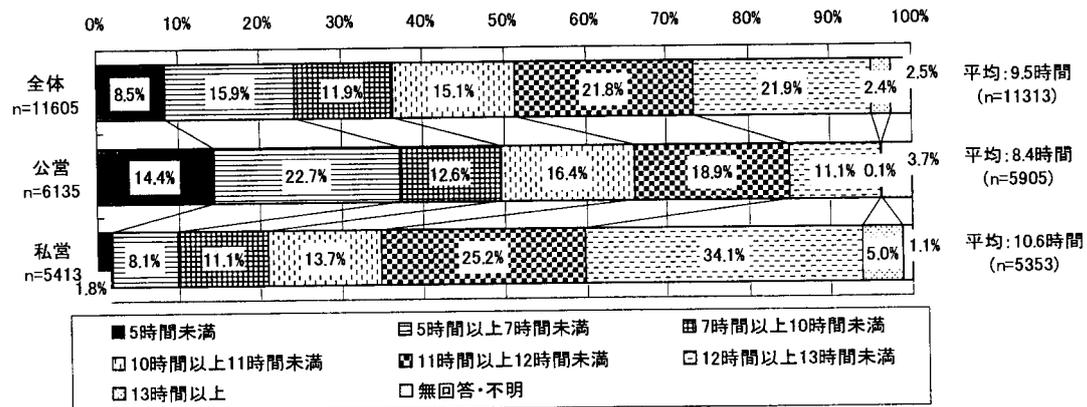
図表4 運営主体別 開所時間数（月曜日～金曜日）：数値回答



(4) 97.0%が土曜日に開所

- ⇒ 現行より土曜日、日曜日開所のニーズに対応するには、受入児童数及び平日の体制との関連において、その人員体制のあり方と整備を拡充させる必要がある。
- ⇒ 保護者が休日である時などに、子どもを保育所へ預ける際の条件・理由等が明確でないことによる課題も現実ではみられ、保育のあり方に関する標準的な運用基準が必要になってきている。

図表5 運営主体別 開所時間数（土曜日）：数値回答



(5) 保育現場に配慮を必要とする子どもが増えている

- ⇒ 障害児支援の拡充が必要とされ、保育所の役割も重要視されている。配慮が必要な子どもの保育を行うための知識や技術を有した保育士等の配置、専門的な支援体制が必要である。
- ⇒ 障害児の受入について、障害の状態や課題等に応じて個別的な対応を行えるよう保育士等の配置、入所要件・運営費の見直し、一時預かり等の条件の見直しが必要である。
- ⇒ 子どもの育ちの保障という視点から、障害のある子どもの保護者が就労していなくても、その養育や課題に応じて保育所、子育て支援センター等の利用を可能とするための基準・条件を整理すべきである。
- ⇒ 公的な医療機関等の相談・支援体制のもとに、障害児の保育、保護者に対する相談支援が行えるよう地域での専門的な協働体制を整備する必要がある。

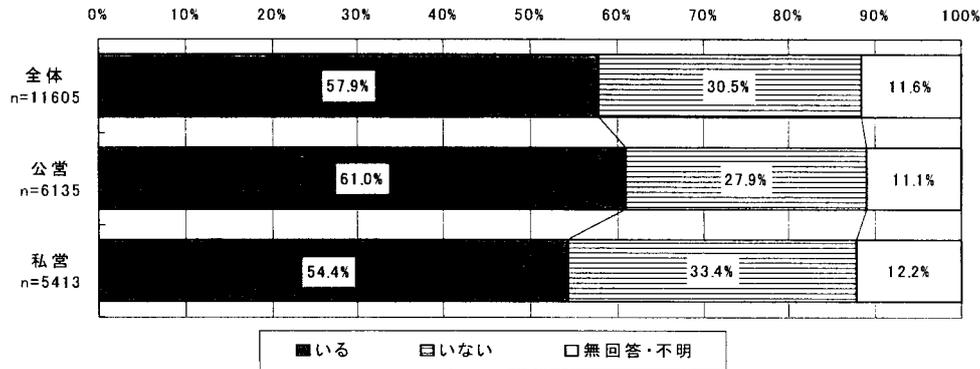
図表6 障害児保育の対象児童がいる施設：数値回答 n=11605

	か所数	割合
障害者手帳を持つ子どもがいる施設	4,875 施設	42.0%
判定を受けていないが、施設が必要と判断した子どもがいる施設	4,163 施設	35.8%
対象とまでは言えないが、判断が難しい子どもがいる施設	2,897 施設	24.9%

(6) 生活面、精神面等で支援を必要とする家庭（保護者）があると回答した保育所は6割

- 保育所における家族支援（ファミリーソーシャルワーク）機能が求められてきている。
 - ⇒ 保護者支援等の専門職を含めた職員配置が必要である。
 - ⇒ 保育にかぎらず保護者がかかえる重層的で困難な問題にあっては、市町村の担当課などとともに経過的に適切な対応が求められるため、行政の関与は不可欠である。

図表7 運営主体別 生活面、精神面で支援が必要な家庭の有無：単数回答



(7) 多様な保育・子育てニーズへの対応が求められている

- ⇒ 保育所の一時預かり、子育て支援センター等、機能の基盤拡充をはかる必要があり、とくに経験のある保育士等の配置が必要である。
- ⇒ 一時預かり、特別保育事業等においては、子どもや家庭の状態等の情報のないまま、受入れることに関するリスクがあり、受入れのためのアセスメントを十分に行える制度設計、運営体制をはかるべきである。
- ⇒ 医療機関、保健所、児童相談所、市町村行政、幼稚園・学校、主任児童委員等の連携における情報の共有化、情報発信を重層的に行う必要があり、地域の子育てを支えるための実効あるネットワークづくりをはかるべきである。

図表8 あったらよい子育て支援（在宅子育て家庭）

● 親子で気軽に遊びに行ける場	76.2%
● 自分で安全に遊べる外遊びの場	64.9%
● 子どもが同年代の友だちを作れる場	49.6%
● 理由を問わず子どもを一時的に預かってくれる場所	38.0%
● 同年代の子どもの親と知り合える場所	35.6%
● 気軽に相談できる場	27.8%
● 再就職のためサポートしてくれる場	24.6%
● 本の貸し出し・映画の上映	20.3%
● パパの子育て参加を啓発する講座や集い	19.3%
● 病気の後などに子どもを預かってくれる場所	19.2%

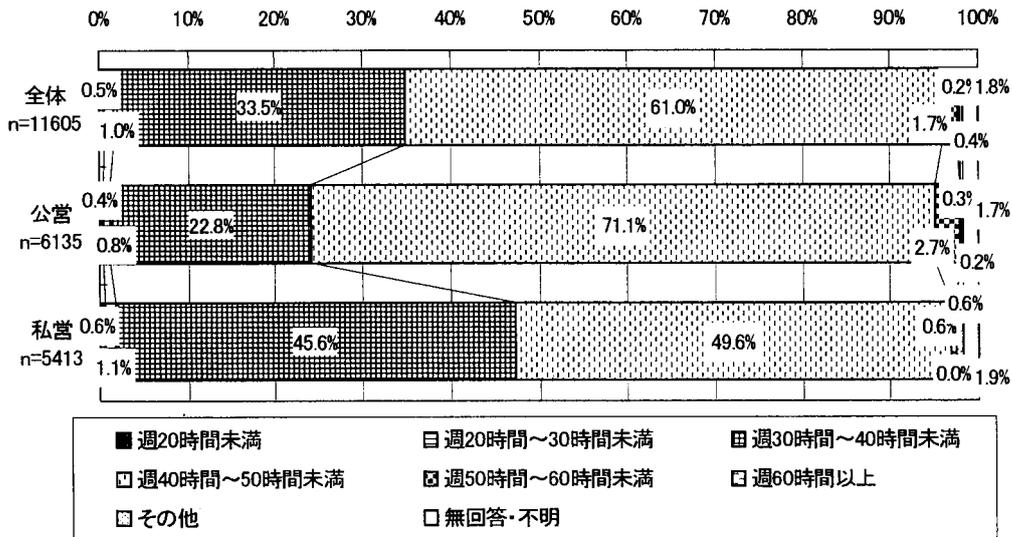
（「保育所と地域が協働した子育て支援活動研究事業」子育て家庭2567件、全国社会福祉協議会2008.3）

(8) 保育士の実働時間は、週40時間～50時間未満が全体の61.0%を占めている

- 保育所の長時間開所に関して、保育士の実働時間は長くなっている。
- 特に公立保育所は運営費等の一般財源化の影響を受け、保育士が削減させられる傾向にあり、保育士一人あたりの労働時間は延びている。

⇒ **保育士のワークライフ・バランスへの配慮、継続雇用のための条件整備、超過勤務への手当等の是正も必要である。**

図表9 運営主体別 正規職員の実働時間：単数回答

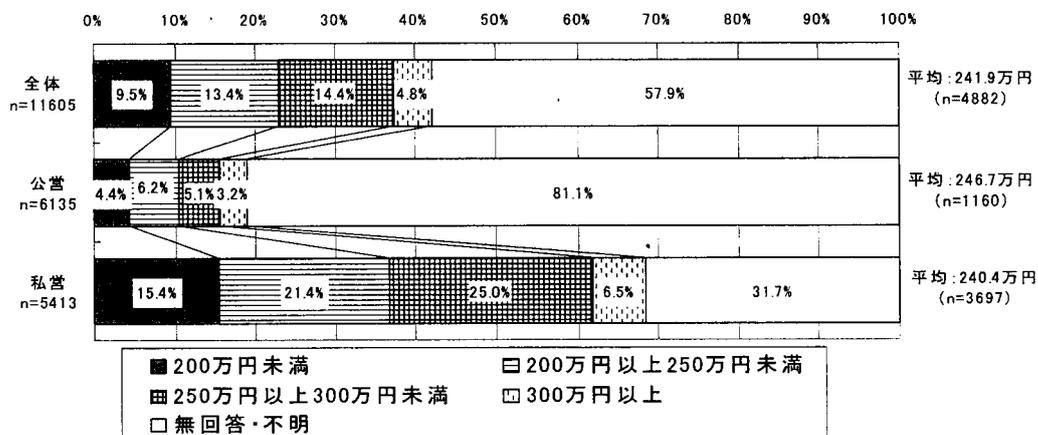


(9) 初任保育士の賃金は平均 241.9 万円

- 初任保育士の賃金は平均 241.9 万円であり、調査では賃金に社会保険料、所得税等の控除対象金額および賞与を含めていることから、手取り月額額は 14 万円程度と推定。

⇒ **長時間開所、月齢の低い乳児保育、保護者への支援の役割が増える中、保育士の雇用条件の改善が求められる。**

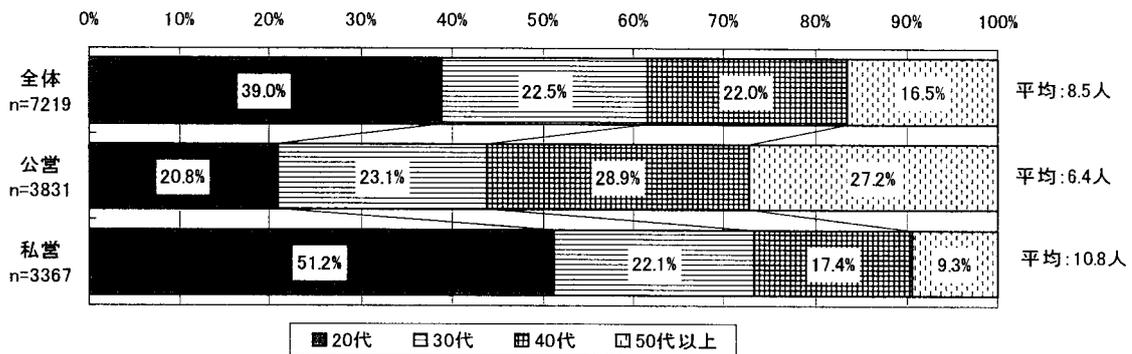
図表10 運営主体別 初任保育士の賃金：数値回答



(10) 正規保育士の61.5%が20~30代

- 正規保育士の年齢別の配置割合をみると、全体では、「20代」が39.0%、「30代」が22.5%、「40代」が22.0%を占めている。
- 保育のノウハウや専門性、文化の伝承を考えると、「幅広い年齢層の保育士」がいることが望ましい。
 - ⇒ 保育士の雇用については、給与等も含めた労働条件が大きく影響している。
 - ⇒ 保育の専門性・実践のノウハウの継承に鑑み、継続雇用ができるよう処遇改善を図っていくことが、重要な課題である。
 - ⇒ さらに保育士の再雇用の際に、過去の経験年数加算を十分に配慮できる労働条件をはかるべきである。

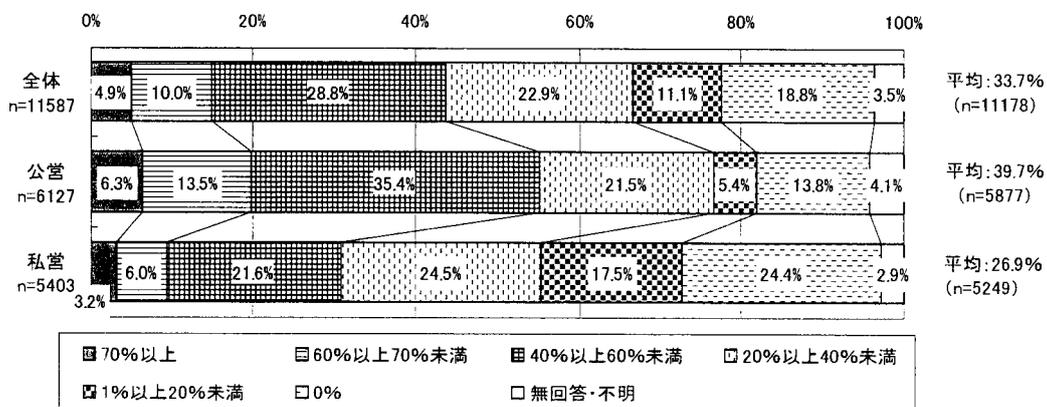
図表 11 運営主体別 正規保育士の年齢別の配置状況：単数回答



(11) 増える非正規保育士

- 全保育士に占める非正規保育士の割合は、全体で「20%以上 40%未満」が22.9%、「40%以上 60%未満」が28.8%、「60%以上 70%未満」が10.0%となっている。「70%以上」の保育所も4.9%あった。
- 運営主体別の比較では、「公営」に非正規割合が高い傾向にあり、「70%以上」を非正規保育士が占めている保育所が6.3%、「60%以上 70%未満」の保育所が13.5%と高い。これは公立保育所運営費の一般財源化が影響しており、公立保育所の保育士の非正規化が進んでいる状況を見ることができる。
 - ⇒ 保育の質の維持・向上に鑑み、保育士の非正規化が進む現状への対応が求められる。とくに、公立保育所において進んでいる非正規職員の急増等の状況を改善する必要がある。
 - ⇒ 非正規職員において、正規雇用へ雇いあげができる労働条件を整備する必要がある。

図表 12 運営主体別 保育士の非正規割合：数値回答



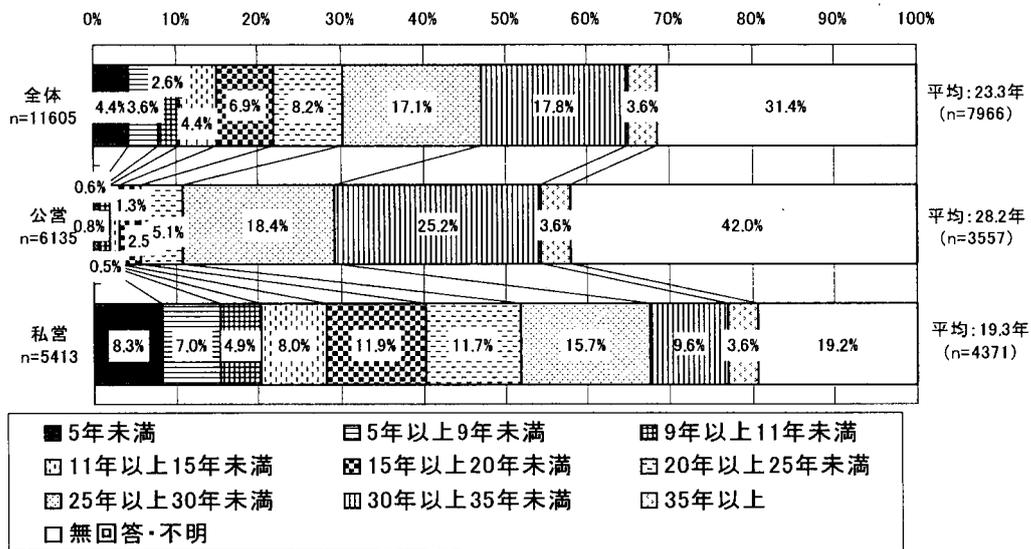
(12) 主任保育士の経験年数・配置の格差が顕著である

- 主任保育士の勤続年数を運営主体別にみると、「公営」は「30年以上35年未満」が25.2%、「25年以上30年未満」が18.4%を占めている。「私営」は「5年未満」から「35年以上」まで、幅広く分布している。
- 主任保育士の平均勤続年数は、「公営」が28.2年、「私営」が19.3年となっている。これには「公営」と「私営」の人事等の運営に違いがあると思われる。
- 本来は主任保育士はフリーであるよう配置をされているが、特に「公営」では保育士数が限られる中、主任保育士がクラス担任もせざるをえない状況になっている。

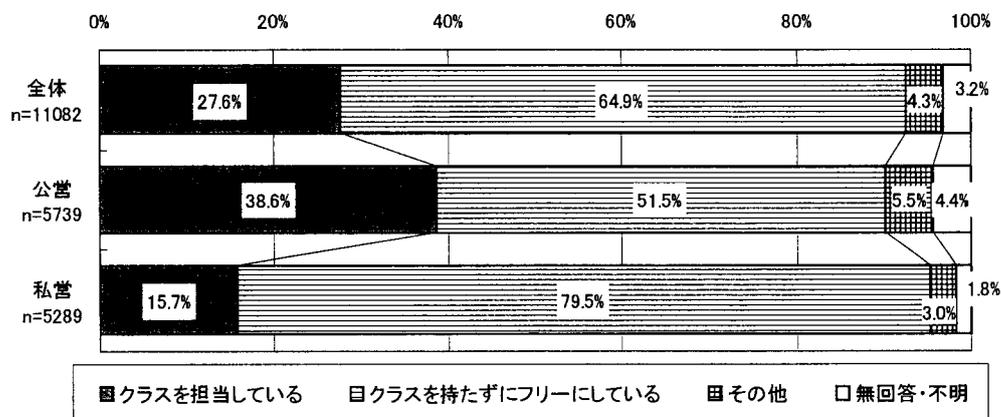
⇒ 保育士としての専門性の高い主任保育士が、保育士として継続して働き続けられるよう保育士の労働条件の改善が求められる。

⇒ 保育所内のコーディネーターとしての役割を担うことができるよう、主任保育士のフリー化を確保するための条件整備をするべきである。

図表 13 運営主体別 主任保育士の勤続年数：数値回答



図表 14 運営主体別 主任保育士のクラス担当の状況：単数回答



(13) 所長・園長の資格要件等についての検討が必要である

- 園長・所長の勤続年数を運営主体別にみると、「公営」は「30年以上35年未満」が28.2%、「35年以上」が23.0%と経験が多い者が大きい割合を占めている。一方、「私営」は「5年未満」から「35年以上」まで、幅広く分布している。
- 園長・所長の勤務年数平均は、「公営」が31.3年、「私営」が20.9年であり、10年近く差が生じている。

⇒ 園長の資格化をはかるべきである。

⇒ 就任の経過によっては、施設長の現任研修を義務化することも必要である。

図表 15 運営主体別 施設長の勤続年数：数値回答

